

社会福祉法人京丹波福社会 費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京丹波福社会（以下「法人」という。）の開催する次の各号に該当する会議等に出席するものに出席に要する費用の支給は、この規程に定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会、評議員会及び監事会
- (2) 法人が開催する講習会・研修会
- (3) その他理事長が認める事項

(旅費及び費用弁償)

第2条 費用弁償の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会及び監事会の費用弁償は、1回につき5,000円とする。
- (2) 監査のための費用弁償は、1回につき、5,000円とする。
- (3) 講習会・研修会参加のための費用弁償は、1回につき、5,000円とする。

2 上記各号に掲げるものは、別に車賃の実費を支給することができる。

3 全各号に掲げるもののうち遠距離のため、宿泊を必要とする場合は、旅費規程による航空運賃、船賃、宿泊料金等を支給することができる。

付 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。